

生乳取引のあり方等検討会実施要領（案）

1 趣 旨

我が国酪農・乳業の発展には、近年の生乳生産基盤の弱体化等、生乳取引をめぐる状況の変化等を踏まえ、指定生乳生産者団体・乳業者による生乳取引の改善を図る必要がある。

このため、農林水産省生産局長の諮問機関として、生乳取引のあり方等検討会（以下「検討会」という。）を設置し、今後の生乳取引のあり方について検討する。

2 検討内容

指定生乳生産者団体及び乳業者との生乳取引のあり方に係る以下の事項について、「生乳取引のあり方についての考え方（平成12年11月）」を踏まえた検討を行い、報告書として取りまとめ、公表する。

- (1) 乳価改定が適切に行われるための交渉期限の設定や地域ごとの生産コスト等を踏まえた乳価交渉のあり方
- (2) 生産費調査を補完する直近の生産資材等の統計データの提供方法
- (3) 乳価交渉の結果やその経過並びに根拠等の生産者への周知方法等
- (4) 現在の需給動向を適切に反映し得る生乳の入札制度の導入に向けた具体的な対応
- (5) その他生乳取引のあり方に関する事項

3 検討会の構成

- (1) 検討会の委員は別紙のとおりとし、委員が出席できない場合には、委員の指名する代理の者が出席することができる。
- (2) 検討会には座長を置く。座長は委員から選出する。
- (3) 座長は、必要に応じて委員の追加、変更することができる。
- (4) 座長は、特別に検討すべき事項がある場合には、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は非公開とする。
- (2) 検討会の議事次第及び出席者を除く資料は原則として非公開とし、議事概要は、会議終了後ホームページにより公表する。
- (3) この検討会の事務局は、農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課において行う。
- (4) この要領に定めるもののほか、検討会の運営は、事務局の協力を得ながら、座長が行う。

附則

この要領は、平成27年7月〇日から施行する。